処分記録の閲覧等をいう。）又は電磁的処分記録の閲覧等（同項第二号に規定する電磁的処分記録の閲覧等をいう。）をいう。第百三十三条の四第二項において同じ。）」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百三十三条の二第五項 | 申立てが | 決定が |
| | 電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分 | 電磁的損害賠償命令事件記録等（電磁的損害賠償命令事件記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十四条第一項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録をいう。）又は電磁的処分記録（同法第三十二条第一項第二号に規定する電磁的処分記録をいう。） |
| 第百三十三条の二第五項及び第六項 | 電磁的訴訟記録等から | 電磁的損害賠償命令事件記録等から |

第四十六条第四項の表第百三十三条の四第二項の項中「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」を「損害賠償命令事件の記録等の閲覧等」に改め、同条第五項中「あって、第三十九条第一項」を「あって、同項」に改める。

第四十八条第一項中「二千円」を「次に掲げる額を合算した額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　損害賠償の請求の原因とする訴因として特定された事実の数に二千円を乗じて得た額

二　千七百円（第四十五条において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、九百円）

第四十八条第三項中「額を」を「額（第一項第一号に掲げる額を超えない部分に限る。）を」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第四十五条において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申立ては、民事訴訟費用等に関する法律第三条第二項に規定する特定申立てとみなす。

（国際受刑者移送法の一部改正）

**第二十六条**　国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「通知」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）並びに通知」に改める。

第四条中「に関係書類を添付し」を「（電磁的記録を含む。）に関係書類（電磁的記録を含む。第十条第三項を除き、以下同じ。）を添えて」に改める。

第六条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、当該職員は、その面前で、受入受刑者をして、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらせるものとする。

一　第十六条及び第十七条の規定に関する事項その他法務省令で定める事項を記載した書面に署名押印すること。

二　前号に規定する事項を記録した電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第八条第二項を次のように改める。

2　前項の審査の請求は、書面により、又は最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（東京地方裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第十九条第四項第二号において同じ。）と東京地方検察庁の検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該審査の請求に係る事項を東京地方裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法若しくは当該事項を記録した記録媒体を東京地方裁判所に提出する方法によりするものとする。この場合においては、併せて関係書類を提出しなければならない。

第八条に次の二項を加える。

3　前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた第一項の審査の請求は、当該審査の請求に係る事項がファイルに記録された時に東京地方裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の審査の請求が第二項の記録媒体を提出する方法によりされたときは、東京地方裁判所の裁判所書記官は、当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第九条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十条第二項中「前項」を「第一項」に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもって裁判書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもって作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第十一条中「前条第二項」を「前条第三項」に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に、「ともに」を「共に」に改める。

第十四条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第十五条を次のように改める。

（受入移送命令の方式）

**第十五条**　第十三条の命令は、書面又は電磁的記録によるものとし、当該書面又は電磁的記録に関係書類の謄本又は関係書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を添えなければならない。

2　第十三条の命令の書面又は電磁的記録には、受入受刑者の氏名、年齢、裁判国の名称、受入移送犯罪の名称、外国刑の刑期、引渡しを受ける日及び場所並びに引致すべき刑事施設を記載し、又は記録しなければならない。

3　第十三条の命令の書面又は電磁的記録には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、法務大臣が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　第十三条の命令が書面による場合　記名押印すること。

二　第十三条の命令が電磁的記録による場合　法務省令で定める記名押印に代わる措置をとること。

第十九条第四項中「同法第七十三条第一項前段中「裁判所」を「同項前段中「裁判所」に改め、「刑事施設」と」の下に「、同項第二号中「裁判所の規則の」とあるのは「法務省令で」と、「第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官」とあるのは「国際受刑者移送法第十九条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る東京地方検察庁の検察官」と」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「勾（こう）引状」を「勾引状」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「東京地方検察庁の検察官が記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第一項の受入収容状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、東京地方検察庁の検察官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　受入収容状が書面による場合　記名押印すること。

二　受入収容状が電磁的記録による場合　法務省令で定める記名押印に代わる措置（受入収容状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて検察官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第十九条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の受入収容状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。